

令和7年第1回姫路市議会定例会（未定稿）

令和7年3月6日（木）

○有馬剛朗議員（登壇）

おはようございます。

早速ですが、通告に基づき質問させていただきます。

1項目として、第3期播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン（案）についてお伺いいたします。

ビジョン策定の趣旨では、「人口減少・少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるように、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成し、対等な関係のもと独立的・主体的に連携することで、活力ある社会経済を維持するための拠点となることめざして策定するものである。」と記載されております。

また、圏域づくりの基本方針の第2期ビジョンの成果と課題において、「コロナ禍の影響により、各連携事業を十分に実施できない状況に陥るといった困難はあったものの、連携協定の締結から約10年が経過し、個別の事業では一定の成果が出ている。」と検証されております。

そこでお伺いいたします。

新たに策定される第3期ビジョン案においては、スマートHARIMAを掲げ、圏域全体でデジタル技術を活用したDXの推進等、様々な事業に取り組んでいく旨が示されております。

1点目として、今後一層加速すると見込まれる人口減少・少子高齢化社会に立ち向かうための事業展開について、連携している市町からはどのような要望があったのでしょうか。

2点目として、その要望を受けて今後どのように事業展開されていくのか、お聞かせください。

また、今回策定される第3期ビジョンの将来像の実現に向けた具体的取組の実施体系にある結びつきやネットワークの強化において、地域公共交通が掲載されています。

現在、高齢者をはじめ移動手段の確保に対する不安や、お出かけが自由にできることの大切さが分かっている、できない人が少なくないことに思いを致さなければならないと思っております。地域の足対策として公共交通改善に便利になることが結びつきやネットワークの強化につ

ながります。

SDGsの17の目標の下に169の具体的なターゲットを定めている中の1つに、「2030年までに脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。」と書かれており、誰一人取り残さないことを標榜するSDGsですが、誰もがお出かけしやすくすることへの取組は残念ながら不十分と言わざるを得ません。

高齢者は昔に比べて外出するようになっています。以前は高齢者に比べ若者のほうが多く外出していましたが、最近では70代が20代よりも外出が多くなっていることが全国都市交通特性調査で明らかになっています。

1995年に運行開始した東京都武蔵野市のムーバスは、高齢者のニーズに合わせてなるべく多くの停留所を効率よく回り、既存の鉄軌道、路線バスでカバーできない部分に対応して、市の補助によって安価な運賃で利用できるようにしたもので、このムーバスからコミュニティバスと呼ばれるようになり、一気に全国に広がりました。

しかしながら、首都圏に隣接する地域とそうでない地域で、この形態で根づくことは困難で事業廃止した事例が多く出たのも事実です。

他地域での成功事例をそのまま取り入れるのではなく、どのようなサービスが必要か現場をしっかりと見て見極め、高齢者やその関係者と話すことも必要で、ニーズを実際の利用につなげていく方法を見だし、協議体が改善の必要性を意識して役割分担、連携を検討するための熟議の場が機能することに注力し、既存の交通網や隣接しているサービスをよく理解して、それらとの調和を取りながら新しい施策を行うことが極めて重要であると考えます。

持続可能な地域交通の実現に向け、様々な取組が進められていますが、人口減少で利用者の減少、運転者不足等によるバスや鉄道の減便、廃線等の動きが顕在化している中、地域の足の確保、新たな移動手段の構築として自動運転の普及が待望されていますが、社会実装等の交通DXなど新しい地域交通のリ・デザインを展開するため、自治体、交通事業者が一体となって取り組む官民連携プラットフォームが発足され進められていますが、自家用車で一般化するのとは2030年代になると見込まれています。

地方部において交通に関する住民アンケートを行うと、

「今は車で動けるので公共交通はいらないが、運転できなくなったら使いたい。」という中高年の意見が多いアンケート結果が出ていますが、運転できるうちから準備しておかないと将来困ってしまうという自覚を持つことも必要で、日頃から地域公共交通を利用すれば歩く機会も増え、それが健康寿命を延伸させ予防医療、介護予防につながり、勤労世代の負担軽減にもなります。

そこで3点目として、広域的な公共交通網の構築に向けた取組について、お考えをお聞かせください。

最後に、姫路市の高齢者支援について伺います。

農水省の農林水産政策研究所が国勢調査などに基づいて推計されている食品購入が難しい高齢者が増えています。この食料品アクセス困難者は、高齢化が著しい中山間地域だけでなく都市部でも増加傾向にあり、全国で904万人で65歳以上の高齢者全体の約4分の1に上っています。

農水省が実施した全国市町村アンケート調査によると、回答した市区町村の89.7%が食料品アクセス困難者への対策が必要だとする結果が示されました。

そこでお伺いします。

4点目として、姫路市の高齢者の買物支援の取組について、お考えをお聞かせください。

2項目として、防災・減災と災害対応の基礎となる福祉的支援について伺います。

政府の中央防災会議において昨年6月、災害対応の基礎となる防災基本計画が修正されました。最大の柱となるのは能登半島地震で高齢者の要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に福祉的な支援の必要性が明記されたことが重要と考えております。

避難所の開設当初からパーティションと段ボールベッドなどの簡易ベッドを設置することや、栄養バランスの取れた適温の食事、入浴、洗濯など生活に必要な水の確保に努めるように要請されております。

備蓄品の調達では女性、子どもへの配慮が求められ、また指定避難所の保健衛生環境の整備に向けては、仮設トイレの早期設営に加え、簡易トイレ、トイレカーや、能登半島地震で有効であったトイレトレーラーなどの配置に努力することも明示され、防犯面ではより配慮された設備の設置も求められています。

修正された計画では、このほか東日本大震災や熊本地震など過去の災害でも課題となった在宅避難者、車中泊避難者への対応が初めて記載されました。

在宅避難者への支援拠点、車中泊避難者向けのスペース設置を自治体に求めた上で、保健師や福祉関係者、NPO法人などと連携して、平時から住民の健康状態を把握することが新たに加えられました。

避難者数や必要な物資を集約して支援につなげることや、さらに災害派遣精神医療チームや災害支援ナースの充実強化、日本災害リハビリテーション支援協会や日本栄養士会災害支援チームとの連携などが求められています。

能登半島地震では各地で道路が寸断され、救助活動や被災者支援に大きな支障が出ました。このことを踏まえ、計画では車両や資機材の小型化・軽量化、ドローンの活用などが盛り込まれています。

このほか、自治体の応援職員などが現地で自活できる資機材や装備品の充実や、宿泊する場所の確保が困難だったことから、ホテルや旅館だけでなく仮設の宿泊拠点を設置できる空き地のリスト化が追加されたことも重要です。

避難所の環境改善や避難生活の質の向上に向け、人道対応に関する最低基準となり被災者が尊厳ある生活を営むための国際基準、スフィア基準を満たした取組や女性の視点を生かした避難所運営の必要性が大切になります。

昨年11月22日に閣議決定された政府の総合経済対策で、避難所環境の抜本的改善に取り組むと明記されております。

現在、国のプッシュ型支援の備蓄拠点は1か所から全国8か所へ拡大して、物資供給の迅速性を高めるため、物資集積拠点として三木総合防災公園が設定され、強化される方針が示されました。

そこでお伺いいたします。

1点目として、スフィア基準が掲げる2つの基本理念のうち、「災害による苦痛を減らすために、実行可能なあらゆる手段を取らなければならない」と書かれており、被災者が生活の質を求めることは決して贅沢なことではないと内閣府もはっきりと公言しています。

また、被災者支援の大原則、人道憲章が示す3つの権利の中の十分な食料と水や衣服、避難所や健康に必要な要素を含む適切な生活水準への権利が記載されています。避難所の環境改善の取組についてお聞かせください。

私たちが住む日本は、言うまでもなく地震や津波、火山噴火、台風などに見舞われることが多く、激甚化、頻発化しているのが現状です。大規模な災害で陸路が寸断され、陸上からアクセスできない地域の救援活動が難航するこ

とがあるため、海路の活用や海上からのアプローチによる人命救助が必要であり、離島の周辺海上での医療活動拠点として行うことができる災害対策として実現を求められていた病院船の早期実現を、公明党は長く繰り返し訴え続けてきました。

病院船は30年前に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、医療行為が行える船が海上保安庁と海上自衛隊に配備されております。

しかしながら、具体的な運用方法などで関係省庁の議論が深まらず、これらの船は十分に力を発揮できませんでした。

こうした状況を打破すべく、我が党は災害時多目的船検討プロジェクトチームを設置し、病院船の実現へ向け、建造費や維持費、平時の活用法などの課題について議論を進めてきました。

その結果として、2021年に既存の船舶を病院船として活用することなどを盛り込んだ災害時等船舶活用医療提供体制整備推進法が制定されました。

現在、2025年度中の運用開始を目指す方針が示され、検討されている病院船には官民の連携により民間のカーフェリーなどを活用したケースが想定され、実現困難な政策を前に進め、整備推進計画の策定が図られております。

病院船の役割として、船内に医療コンテナやテントなどを展開して、医療行為を実施しながら被災地から離れた病院などに運ぶ脱出船としての機能と、被災地付近の港に接岸し、一定期間、現地で救護活動を実施する救護船と呼ばれる機能で、医療従事者や資機材について関係機関と協力して確保する体制が進められており、洋上から救護活動を展開し、命を守る病院船の実現が動き出されました。

2点目として、病院船の認識及び今後の対応についてお聞かせください。

また、大規模災害時の搜索救助活動を迅速化するため、総務省は携帯電話事業者が要救助者の位置情報を救助機関に提供する場合の運用を見直し、事業者や自治体に通知しており、番号が不明でも救助対象者を絞り込んだ上で要請すれば位置情報が提供されます。

また、提供先は警察や海上保安庁、消防と、その他これに準ずる機関に限られていましたが、自治体が設置する災害対策本部の危機管理部署が情報提供先に追加され、電源が入っていないなどのために位置情報が取得できない場合は過去情報の取得・提供が可能とされており、自治体と

救助機関が連携すれば、これまで以上に被災者の迅速な安否確認や人命救助活動に貢献できるようになりました。

3点目として、迅速な安否確認と救助機関との連携についてお聞かせください。

次に、町内会などが主体となって災害対応を決める地区防災計画の運用が2014年に始まって昨年で10年を迎え、各地で災害が相次ぐ中、防災マップや備蓄の準備のほか安否確認、避難誘導、避難所運営の体制などを明記し、市区町村がつくる地域防災計画に盛り込むよう提案する仕組みになっております。

計画を立てる単位に制限がなく、町内会や自治会をはじめ、企業や学校、医療・福祉施設など多様な主体が関わる点が最大の特徴です。

内閣府の調査によると、地区防災計画のうち、地域防災計画に反映されたのは2023年4月時点で43都道府県216市区町村の計2,428地区あり、46都道府県389市区町村の計6,510地区で計画の策定に向けた活動が行われています。

大規模な災害により自治体の機能が麻痺し、住民による自助や地域コミュニティでの共助が、避難所運営などに重要な役割を果たすことが可能です。

地域防災を担う消防団や自主防災組織は、各地でメンバーの減少や高齢化などに直面しており、地区防災計画にはそうした地域の防災力を高める狙いがあります。

大災害が起きたとき、国による支援が全ての地域にまですぐには行き届かないことが想定されます。小さな単位でどれだけ踏ん張れるかが大切で、その鍵になる地区防災計画が重要と考えています。

4点目として、地区防災計画の取組についてお聞かせください。あわせて、防災意識の醸成と家庭備蓄の必要性についてお聞かせください。

次に、姫路市臨海部のコンビナート港湾における地震・津波対策は、貯蔵された危険物の流出、火災等の事故を防止することは極めて重要であり、平時はもちろんですが、自然災害が発生したときも含めて流出や火災事故を起こさないようにすることが防災対策の基本であり、ハード面、ソフト面の両面から事故の未然防止及び事故時の応急体制に万全を尽くすことが必要になります。

本市にある500キロリットル以上のタンクは新しい技術基準に適合しているとは思いますが、5点目として、本市に設置されている数多くの危険物貯蔵タンクに講じられている地震・津波被害シミュレーションと液状化の被害の

想定と対策についてお聞かせください。

現在、国においては住民基本台帳の標準化が進められ、本市において被災者支援システムの構築を目指されています。

6点目として、被災者支援システムによる支援実施と避難所でのマイナンバーカード活用による効果と負担軽減についてお聞かせください。

7点目として、多くの災害時応援協定を締結されていますが、その後の社会情勢の変化等による協定先の実情についてお聞かせください。

8点目として、路面下空洞調査についてお伺いします。

本年1月28日八潮市で下水道管の破損に起因すると思われる道路が陥没し、走行中のトラックが転落する事故が発生し、安否不明者の救助活動が続いています。

姫路市内には国道、県道、市道があり、姫路市では平成27年度より路面下空洞調査を実施されていますが、国道、県道の路面が陥没すれば姫路市民に大きな影響が想定されます。国道、県道の管理のための調査状況をご存知であればお聞かせください。

次に、姫路市で実施されている路面下空洞調査は今年度で3巡目の調査を実施されるとお聞きしておりますが、今年度実施された調査数量と異常箇所発見数、新規異常箇所発見数、前回から変化したものがあるか及び現時点での補修を要するような異常箇所数もお聞かせください。

最後に、今後の道路陥没対策の方針についてのお考えをお聞かせください。

9点目として、災害時において家庭動物と一緒に同行避難などを盛り込む自治体も広がり、災害時のペット対応を明示し、避難に当たってはキャリーケースやケージにペットを入れて連れてくることなどルールを定め、市の施設等をペット同室避難所として指定して受入体制の整備などが進んでおります。

ペットは飼い主にとって生きる希望であり、人と動物が共生できる社会を目指す上で、災害時の対応から目をそらすことはできないと考えております。ペットの同室避難について、ご所見をお聞かせください。

3項目として、高まる日本人気による地域経済活性化と今後の課題についてお伺いいたします。

我が国を訪れる外国人旅行者の勢いが増えています。2024年のインバウンド需要は政府の想定以上に好調であり、日本経済の牽引役となっています。

現在、我が国は多くの国で人気を集めており、日本の文化や生活、食への関心も高く、これまで観光地でなかった所でも眠っていた観光資源を磨き上げ、地元の歴史や文化、自然のすばらしさを結びつけた付加価値の高い観光スポットが誕生しています。

2025年1月の訪日外国人旅行者数は378万人で、単月として300万人を超えるのは4か月連続で過去最高を記録し、2024年通年では3,687万人となり、新型コロナウイルス感染拡大前の2019年を約500万人上回る水準まで拡大した状況で、どちらも過去最高を更新しました。

10月から12月期の訪日外国人旅行消費額単価も歴史的な円安による割安感で23万7,000円と高水準での推移が続いています。

観光交流の発展へ、政府は東アジア地域との連携を重視し、昨年9月10日、11日に日本と中国、韓国、3か国による観光相会合が神戸市で開催され、採択された共同宣言には、3か国を相互に訪れる観光客の新たな目標が明記されており、このほかに共同宣言には、都市部だけでなく地方へも観光客を呼び込むため各国からの直行便を増やすほか、子育て世帯や高齢者、障害者の方が訪問しやすい観光地へ、多言語表記などの拡充に努めるとしています。

折しも、本年4月18日より神戸空港国際チャーター便の受入れが発表され、中国、韓国、台湾の航空4社が就航します。

先行きの金融政策の変化を受けて為替が円高方向に進展した場合の懸念も当然あると思われますが、観光振興に向けては消費単価が100万円以上の高額支出する富裕層を含むインバウンドの高付加価値旅行者の地方誘客が重要です。

4月13日から開催される大阪・関西万博や、3年に一度、3シーズンに分けて開催される瀬戸内国際芸術祭など、本会場はもちろんですが、イベント会場以外で消費する経済効果の地方誘客が鍵となると考えています。

そこでお聞きします。

1点目は、戦略的な訪日旅行プロモーションについてお聞かせください。

次に、現在、兵庫県と姫路市連携の下、姫路港旅客ターミナルエリアリニューアル基本計画は兵庫県を事業主体として取り組まれる事業と承知しておりますが、平成30年3月に策定された基本計画には、新たなにぎわい施設を旅客船ターミナルを中心としたエリアに配置、魅力的な機

能導入によるにぎわいの拠点づくりで付加機能の導入、市民などの多くの人が「味わえる」、「買える」、「憩える」、「楽しめる」の導入を目指しています。

当該エリアは交通結節点であり、その高いポテンシャルを生かした旅客ターミナルエリアの活性化を行うことは、姫路市のみならず播磨地域の活性化に寄与することにもなるとあります。

2点目は、インバウンド需要を取り込む拠点となる空港、港、鉄道の駅と観光地を結ぶ二次交通の充実とクルーズ船の誘致についてお聞かせください。

4項目として、合葬式墓地の整備についてお伺いいたします。

我が国では、先祖代々受け継がれてきたお墓に家族や血縁者を埋葬する家族墓が一般的です。近年の少子高齢化や核家族化が進む中、あるいは移住によりお墓を継いでくれる子がいなかったり、遠方に住んでいて管理が難しかったりするケースが少なくありません。

こうした様々な理由で従来の家族墓を維持することが難しくなり、子や孫に身体的・経済的負担をかけないように墓じまいを検討する方が多くなっており、一般的な墓地の利用者数は減少傾向にあるとお聞きしています。

継承者がいない場合、家族墓の永代使用権が抹消されて無縁墓となり、埋葬されていた御遺骨は最終的に合祀されます。

近年の人口減少、高齢化や死生観の変化などにより、新たな形態の墓地として合葬式墓地への住民ニーズが高まっています。

さらに、自然志向の埋葬である、樹木の周囲にご遺骨を納める樹木葬や樹林葬といったものも希望者が増えてきているそうです。

また、国においては平成12年12月6日付で墓地経営・管理の指針等について通達が出されています。

その中に、「墓地は国民生活にとって必要なものであり公共的な施設である。このため地方公共団体が墓地を設置経営することも重要な住民サービスである。一方、わが国の歴史を見ても、個々に墓石を建立した墓地に葬るという習慣が一般大衆まで広く普及したのは比較的新しいこととされており、また、この葬法は万国共通の普遍のものというわけではない。家族の多様化や狭い国土で墓地造成に限りがあること等も考えると、納骨堂の利用や有期限制限の墓地利用など、墓地供給についての新たな視点も重要と考

えられる。」と指針の中にあります。

本市において、令和6年3月21日に制定された姫路市墓地等の経営の許可等に関する条例の目的に、墓地等の安定的かつ永続的な経営の確保及び周辺環境との調和を図ることを目的とされております。

これは当然、今後の墓地の運営につきましても非常に重要なことと考えています。放置墓、無縁墓の増加は霊園運営の大きな妨げとなるのではないのでしょうか。姫路市西霊園の未利用地の有効活用という課題もあります。

そこでお聞きします。

姫路市においても住民ニーズを捉え、また、霊園の安定的かつ永続的な経営の確保に資するため、合葬墓を整備すべきと考えますが、市としてどのような方針をお持ちなのかお聞かせください。

5項目として、健康医療先進都市を目指した幸齢社会の実現についてお伺いいたします。

最初に、子宮頸がん予防のための丁寧な情報周知の方策ですが、令和6年度は高校1年生及びキャッチアップ対象者の合計12学年分の方全員が無料接種を終了するため、国、医師、マスコミなど多方面から接種の呼びかけがあり、期限間近になった昨年夏以降には駆け込み接種が増え、ワクチン需要が大幅に増加し、一時的に出荷が制限されていました。

そのことを考慮して、昨年11月27日に開催された第64回厚生科学審議会予防接種ワクチン基本方針部会において、令和7年3月末で終了予定とされていたHPVワクチンのキャッチアップ接種期間を、令和7年3月31日までに1回以上接種した人に限り最大1年間延長する方針が了承されました。昨年夏以降の需要の大幅な増加に伴う状況等を考慮して、接種希望者が機会を逃さないように経過措置が設けられました。同じく、令和7年3月末に定期接種の期間が終わる高校1年生も同様に経過措置の対象になります。

今回の経過措置の対象者は17歳から27歳相当のキャッチアップ対象者で、初回接種を3月中に開始すれば接種期限が令和8年3月31日までに延長されます。

当初の今年度末で無料接種期間が終了する高校1年生とキャッチアップ対象者に対して、昨年6月に接種期限をお知らせする個別通知を実施していただいたこと、本市のご対応に感謝申し上げます。

しかしながら、この制度を知らずに令和7年3月末までに初回接種をしなかった場合、経過措置の対象とならない複

雑な制度であり、キャッチアップ延長という言葉が一人歩きし、4月以降でも機会が与えられると勘違いが生まれる可能性があります。

昨年は、メディア報道やテレビCM、医師や当事者らの声、学校や大学を通じた呼びかけなどに、「9月までに1回目の接種を」と呼びかける内容を非常に多く目にしましたが、これだけの接種の呼びかけがあっても、キャッチアップ対象者の接種率の回復は限定的であることが危惧されます。

経過措置の対象者を除くと、令和7年度以降は通常の定期接種、小学6年生から高校1年生までの運用に戻ります。

運用初年度である令和7年度に実施する対応が将来継続する可能性が極めて高いため、令和6年度のような多方面からの接種の呼びかけの後押しも期待できません。

昨年以上に周知を強化しなければ、接種率が十分に上がらないまま定期接種が終わることになり、本市の将来の子宮頸がん患者を撲滅する上で令和7年度の対応が非常に重要になると考えております。

令和7年度以降は、定期接種の最後の学年である高校1年生は、令和7年度末に公費による無料で接種できる機会を失い、それを過ぎると9価の3回接種で高額のコストがかかります。

一例として、宮崎市は、女性の命と健康を守るために、若い世代へ正しい情報を届けるとともにHPVワクチンの接種を推奨すると様々な取組を開始し、令和6年度は新たな取組として、公費接種期限が終了となる高校1年生、キャッチアップ対象者に分かりやすい内容で、春、夏の2回、個別通知を送付しています。その結果、高校1年生の接種率は30.07%から51.2%に増加しています。

接種のきっかけについて調査したところ、最も多かった回答が「市町村からの通知はがき・文書を見て」であり、SNSなど他の取組と比較して、個別通知でのコール・リコールは接種率の向上に効果的であることが、これまでの取組事例などから有効であると結論づけております。

子宮頸がんは年間で約1万1,000人の女性が罹患し、3,000人近くの方が亡くなっています。20歳代から増え始め、40歳代がピークとなり、子育て世代の女性に多いことから、マザーキラーと呼ばれています。

ワクチンによる予防と検診での早期発見が何よりも重要です。令和8年度以降も最終年度、高校1年生の複数回勧奨を継続することで、定期接種期間に希望者が漏れなく接

種し、姫路市の将来の子宮頸がん患者を減少させる体制が求められます。

1点目として、キャッチアップ接種制度の最終年度となる本年を踏まえ、今後の丁寧な情報周知の方策についてお聞かせください。

2点目として、将来の子宮頸がん撲滅に向けての取組についてお聞かせください。

次に、気候変動などの影響により、昨年の夏は2年連続の体温を超えるような危険な暑さが続き、姫路市では、熱中症警戒アラート発令時や暑い日に、市民の熱中症予防休憩所として、令和6年6月1日よりクーリングシェルターを指定し開放されています。

外出したときや暑さで体温が上昇したときなど、暑さや日差しから身を守るため、市民が体を冷やしながらクールダウンして休むことができる施設として指定されています。特に高齢者の熱中症は命に関わるので、大切な取組だと考えます。

現在、民間施設のクーリングシェルターを募集されています。募集結果のタイミングを見て、本市の指定した各公共施設と民間施設をエリア別など一目で分かり、利用しやすいようにマッピングしたものを役立ててもらうのはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

6項目として、教職員の負担軽減と教育環境の整備についてお伺いいたします。

多忙な業務により長時間労働が問題となっている学校の教職員ですが、文科省の行った調査では中学校教諭の平日1日当たりの勤務時間が11時間を超え、長時間労働が続いている実情が浮き彫りになりました。

教職員の負担軽減策の1つとして、ICTの活用による学校業務の効率化や部活動業務の軽減、教員をサポートする専門スタッフの増員などが求められます。

日本の教職員は、授業だけでなく生活指導や書類作成、部活動など幅広く受け持ち、世界一忙しいとさえ言われています。

学校運営体制の充実、多様な専門家で教育を支え、学校全体の組織力や教育力を高め、教職員が子どもと向き合う時間を確保する、チーム学校の構築を推し進めることが重要です。教職員の働きやすい環境が整備され、働き方が改善されることで心にゆとりが生まれ、教育の質の向上につながります。

そうした中、令和7年度主要事業の概要では、教職員の

働き方改革の推進で、新たな校務システムの導入が発表されました。

1点目は、校務システムの取組内容と効果についてお聞かせください。

また、業務のデジタル化を進め、教職員の負担軽減策として、デジタル採点システムにより生徒が記入した紙の解答用紙を複合機などでスキャンし、事前登録した模範解答をシステムが照合し自動で採点、設問ごとの配点も事前登録しておくことで、各生徒の得点は自動で集計されます。

解答用紙の各解答にマル、バツ、三角が付き、合計点を表示したものを紙やデータで出力して生徒に返却します。

ミスの減少にもつながっており、設問ごとに各生徒の解答が画面に並ぶため、見比べることができ、誤答に気づきやすくなり基準がぶれにくく、自動採点に誤りがないかについても最終的には教員が確認します。このようなシステムにより、教職員の負担軽減に役立つと聞いています。

2点目として、デジタル採点システムの導入の効果についてお聞かせください。

次に、令和5年度から子ども家庭庁において青少年インターネット環境整備法の施行状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として実施された、青少年のインターネット利用環境実態調査の調査結果が公表されました。

それによると、インターネットを利用すると回答した青少年のうち、子ども専用の機器を利用している割合が高いのは、スマートフォン91.9%、携帯電話76.7%。

スマートフォンでは、学校種が上がると子ども専用の割合が高くなり、小学生の70.4%、中学生の93%、高校生の99.3%が子ども専用と回答しており、携帯電話やスマホは便利で快適な生活をもたらす一方、モバイル性やパーソナル性の高さから、保護者の大人の目に届きにくいツールといえます。

そのため、違法・有害情報サイトなど危険と隣り合わせであり、青少年がトラブルに巻き込まれるという事件も大きな社会問題となっています。

3点目として、ネット社会での情報モラル教育の現状についてお聞かせください。

次に、スマートフォンや携帯電話の中学校持ち込みについてお伺いいたします。

既に条件付で小中学校への持ち込みを認めている地域もあります。スマホなどの急速な普及に伴い、登下校時の

緊急の連絡手段として持たせたいという保護者のニーズが高まっていることが背景にあると思われますが、事故や犯罪、災害の発生などに際し、子どもと直接連携が取れるスマホの有用性を考えれば、学校への持ち込みを求める保護者の声は理解できるものと考えています。

一方で課題もあり、校内で紛失・盗難があった場合の責任の所在をどうするのかや、授業の妨げになる可能性もあります。

スマートフォン、携帯電話の中学校への持ち込みについてお考えをお聞かせください。

以上で、第1問を終わります。

○宮下和也議長

清元市長。

○清元秀泰市長（登壇）

有馬議員のご質問中、第3期播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン（案）についてのうち、1点目と2点目についてお答えいたします。

まず、連携市町からの要望についてであります。第3期ビジョンの策定に当たっては、連携市町と様々な意見交換を行ってまいりました。

その中で、連携する多くの市町から、8市8町で構成される播磨圏域は非常に広い面積を有しているため、立地的に離れた市町にとっても便益を実感できるような取組を検討すべきとの意見をいただきました。

また、コロナ禍が収束しさらなるインバウンドの需要が見込まれる中で、その効果が圏域全体に波及するよう姫路城を核とした広域観光に注力してほしいという要望もいただきました。

加えて、広域観光の取組に関しましては、令和7年2月5日に開催しました、圏域市町の首長や民間企業などの代表者で構成される播磨圏域成長戦略会議においても同様の意見をいただいたところであります。

次に、今後の事業展開についてであります。これら連携市町からの意見を踏まえ、人口減少・少子高齢化に適應するとともに、立地的に離れた市町とも効率的・効果的な連携事業を展開するためにはデジタル技術の活用が必須であると考え、デジタル分野における連携に向けた協議を行ってまいりました。

その結果、新たな項目としてデジタルインフラ整備を追加した連携協約を全市町と締結するとともに、第3期ビジョンではスマートHARIMAを旗印に掲げ、既存事業の

デジタル化と併せて様々な分野においてデジタル技術を活用した新たな事業に取り組むなど、圏域全体でD Xの推進に取り組んでまいります。

具体的には、新たに連携協約を締結した介護分野において、連携市町のG I Sマップの統合や民間事業者を含む介護施設情報などのマッピング化により地域包括ケア資源の共有化に取り組んでまいります。

また、観光分野では、播磨圏域内の観光客の宿泊、飲食、購買状況や移動状況などに関する人流データ分析を行うことによりインバウンドなど観光客の回遊性を高めるための効果的な戦略を策定し、これに基づき圏域全体の広域観光の推進を図ってまいります。

こうした取組を通じて圏域経済の成長、住民サービスの向上、行政事務の効率化を推進し、市域を超えたボーダレスな先進デジタル都市圏を目指してまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

井上副市長。

○井上泰利副市長（登壇）

私からは、1 項目めの3 点目についてお答えいたします。

広域的な公共交通網の構築に向けた取組につきましては、市町間の移動需要に対応するとともに、公共交通が通勤や通学、通院、買物等の住民の日常生活を支える上で必要不可欠な移動手段であるため、補助制度を活用しながら近隣市町や県と連携してバス路線網の維持・確保に努めているほか、地域公共交通の拠点となる駅周辺の整備等により、近隣市町とのアクセス等の利便性の向上や鉄道の利用促進による交通体系の維持に取り組んでおります。

また、播磨圏域連携中枢都市圏ビジョンの一環として、福崎町との連携コミュニティバス「ふくひめ号」が令和3 年4 月から本格運行しており、今後も引き続き路線の利便性の向上や利用促進に取り組んでまいります。

一方で、人口減少と少子高齢化が進行していく中で、公共交通の維持・運営は沿線人口の減少などによって、より困難になっていくものと認識しております。

そのため、将来を見据えて市民生活に不都合が生じないよう現状の把握と分析を進める中で、公共交通空白・不便地域をはじめとする公共交通の必要性が高まっている地域において、当該地域の移動需要等の特性に応じた交通手段を検討してまいります。

あわせて、国において昨年6 月に地域の公共交通リ・デ

ザイン連携・協働指針が策定されたことを踏まえ、関連部局や交通事業者をはじめとするあらゆる分野の関係者が結集して、将来の地域交通の在り方への転換に向けた取組を進めてまいります。

日常生活圏を同じくする近隣市町との連携につきましては、近隣市町や関係者との協議・調整が不可欠となるため、情報交換と問題意識の共有を図りながら、適宜最適な移動手段を提供することで、にぎわいあふれる都心と魅力ある地域の交流連携を支える交通体系の構築を目指してまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

峯野健康福祉局長。

○峯野仁志健康福祉局長（登壇）

私からは、1 項目めの4 点目及び5 項目めの3 点目についてお答えいたします。

はじめに、1 項目めの4 点目、高齢者の買物支援の取組についてでございます。

現在、姫路市社会福祉協議会が北部3 町において商業施設への送迎や買物の介助を行う事業を実施しておりますが、本市では、こうした営利を目的としない公益的な法人に対して経費の半額を助成しております。

加えて、令和6 年10 月から、香寺町溝口の商業施設へのお買物便として夢前町前之庄とJ R 溝口駅を結ぶコミュニティバスの社会実験運行を開始しております。

また、新たに移動販売を開始しようとする事業者から対象地域との連携についてご相談をいただいた際には、個別に地域との橋渡しを行うなど側面からの支援を行っております。

今後につきましては、新規事業である地域情報掲示板サービスを活用して、利用者・事業者双方にとって有益な情報発信を行い、食料品アクセスの改善に向けた環境づくりを進めてまいります。

次に、5 項目めの3 点目、クーリングシェルターのマッピングについてでございます。

本市では、改正気候変動適応法に基づき、公共施設145 か所、民間施設20 か所、計165 か所をクーリングシェルターに指定しております。

議員ご指摘の位置情報につきましては、現在、市ホームページ上でのマッピングを進めております。

今後は、ホームページだけでなく、高齢者にも分かりや

すく利用しやすくなるよう、お住まいに身近なクーリング・シェルターの情報について、保健センターだよりなども活用し周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

柳谷危機管理担当理事。

○柳谷耕士郎危機管理担当理事（登壇）

私からは、2項目めの1点目から4点目、6点目、7点目、9点目についてお答えいたします。

まず、1点目についてでございますが、国からは災害時においてもスフィア基準を満たすよう取り組むことを求められており、具体的には食料や飲料水、携帯トイレ等の生活必需品を発災直後から提供できるよう、必要な備蓄品の確保が市町村に求められております。

本市では、備蓄計画に基づき、発災直後から被災者へ食料や飲料水等が提供できるよう備蓄物資を確保するとともに、迅速に被災者の元へ届けられるよう運送事業者とも連携し、配送体制の構築を図っております。

また、発災当初から段ボールベッドやパーティション、テント生地の変更室等を施設の規模に応じて配置できるよう、避難所設営用物資の供給に関する協定事業者とも連携し、早期にプライベート空間を確保できるよう努めることとしております。

避難所生活が長期化するほど健康への負担は増大し、避難者の心身に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、今後も、安心して快適に利用できるトイレ環境の整備や生活空間の確保など避難所の環境改善や避難生活の質の向上に努めてまいります。

次に、2点目についてでございますが、災害時の海路の活用につきましては、これまで本市においても、瀬戸内海・海の路ネットワーク推進協議会に加盟し、主に海路を介し医療機関への被災傷者等の受入れ等を内容とした災害時相互応援協定を締結しているところでございます。

病院船の活用につきましては、令和3年6月、議員立法として災害時船舶活用医療提供体制整備推進法が成立し、政府は実証実験、訓練等を重ねた上で、来年度中を目標に運用を始める方針を示しております。

政府が導入を目指す病院船は民間のカーフェリーを活用し、医療資機材とともに医療従事者が乗り込み、被災地周辺の海上で被災者の救護を行うほか、被災地の医療負担を軽減するため、被災地外の病院へ搬送する役割を担うも

のとされております。

病院船には、自己完結的に海上で活動できる船舶の特性があり、陸路が途絶された地域や離島における災害対応に大きな力を発揮することが期待されており、国際拠点港湾である姫路港を有する本市といたしましても、地理的特性や医療ニーズを考慮しながら、国の動向を注視しつつ、関係部局において必要な検討を進めてまいります。

次に、3点目についてでございますが、令和3年7月に発生した静岡県熱海市の大規模土砂災害では、静岡県が安否不明者の氏名を公表し救助活動に役立てられ、また、令和6年能登半島地震では、携帯電話事業者から提供された位置情報が救助活動に役立てられております。

本市では、兵庫県の災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針に基づき、災害時は原則、安否不明者の氏名等を公表することとしており、その際作成した名簿を活用し、救助エリアや対象者を絞り込み、迅速・的確な救助活動につなげることとしております。

また、救助機関との連携につきましては、災害発生時、防災センター5階の災害対策室において各種情報の収集・集約を行うこととしており、消防、警察、自衛隊等の救助機関とも緊密に連携しながら災害対応を行うこととしております。

災害時における携帯電話事業者からの位置情報の提供については、要救助者の生命及び身体に対する危機的状況が切迫している場面において非常に有効な情報となることから、災害対策本部としても積極的に活用し、救助機関との連携の下、要救助者の迅速・的確な救出、救助活動につなげてまいります。

次に、4点目についてでございますが、地区防災計画は、地区居住者等により自発的に行われる防災活動に関する計画として、地区居住者等が素案を作成し、市町村地域防災計画に定めるよう提案できる制度でございます。

本市では、自治会を対象とした出前講座や地域防災力向上研修等において地区防災計画の重要性について啓発を行っておりますが、策定には至っていない状況でございます。

そのため、ひょうご安全の日推進県民会議が登録した専門家を無償で派遣する県の助成事業や、今年度創設したひめじ防災マイスターをアドバイザーとして活用していただくことに加え、本市においても地区防災計画作成モデル事業などを検討し、早期策定に向けた自主防災会の取組を

積極的に支援してまいります。

また、防災意識の醸成につきましては、ハザードマップや命のパスポートの活用促進を図りながら、広報ひめじや市公式LINE等各種媒体も活用して市民啓発に取り組むほか、市政出前講座や防災スクール、地域防災訓練などの機会を捉えて啓発に努めているところです。

本年は阪神・淡路大震災から30年の節目の年でもあり、本市といたしましても、防災講演会の開催や多くの方に見学いただけるJR姫路駅周辺等での県市合同による総合防災訓練など、震災の記憶や教訓を風化させることなく未来へと継承していくための事業を展開し、市民の皆様の防災意識の醸成に努めていくこととしております。

次に、家庭備蓄の必要性につきましては、本市では備蓄計画に基づき、食料や飲料水等が発災直後から提供できるよう備蓄物資の確保に努めております。

また、大規模災害等により被災した地域には国等から支援物資が届けられることとなっておりますが、南海トラフ地震のような甚大な被害が広域的に及ぶ可能性がある災害においては、より被害が深刻なエリアが優先されることが想定されます。

そのため、市民の皆様には最低3日分、可能な限り1週間分の食料や衛生用品などの生活必需品等の備蓄に努めていただくよう、引き続き、様々な機会を通して周知啓発を図ってまいります。

次に、6点目についてでございますが、災害時、被災自治体では、短期間に膨大な災害対応業務が発生する中、罹災証明書の発行や被災者台帳の管理などの業務を迅速、確実に行う必要があり、被災者支援システムは、こうした業務をICTの活用により一元的に処理・管理できるため、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施することが可能となるものでございます。

また、避難所管理にマイナンバーカードや二次元コードを活用することにより、効率的に避難所の入退室を管理し、避難者名簿を作成することが可能となります。

加えて、避難行動要支援者名簿や被災者台帳とも連携し、容易に避難者データを管理することができるため、被災者や避難所担当職員の負担軽減につながるものと考えております。

現在、兵庫県において家屋被害認定調査・被災者台帳システム管理等業務の県下統一システム導入に関する実務検討会が進められております。

間もなく一定の方向性が示される予定であり、その結果を踏まえ、令和8年度の導入に向けた準備を進めてまいります。

次に、7点目についてでございますが、本市では、大規模な災害が発生し被災都市のみでは十分な応急措置が実施できない場合に、職員の派遣、緊急物資や資機材の提供など相互に応援協力するため、令和7年3月1日現在で200を超える地方自治体と相互応援協定を締結しております。

また、180を超える民間団体・民間企業と協力協定を締結し、災害時において迅速に物資や資機材の提供などの協力をいただける体制を構築しております。

毎年4月には災害時の窓口となる連絡担当者等の連絡体制の確認を行っているほか、総合防災訓練などの機会を通して協力体制を確認し、協定の実効性の確保に努めており、今のところ協定先から社会情勢の変化等による協定内容の見直しを求める声は寄せられてはおりません。

今後も、災害の発生状況や社会情勢の変化等に留意しつつ、さらなる民間事業所との協定の締結を進めるとともに、協定締結先には適宜、機会を捉え、協定内容を確認するとともに、必要に応じて応援・協力内容の見直しや更新を行い、実効性の確保に努めてまいります。

次に、9点目についてでございますが、本市では国のガイドラインに沿って、原則ペットは飼い主と同行避難していただくこととしており、避難所運営マニュアル等において、ペットの飼育管理は原則、飼い主自身に専用区域で行っていただくことや、避難者の中には動物アレルギーや動物の苦手な人もいることから、専用区域と居住場所を分けることなどをお示ししております。

そのため、同室での避難は難しいものと考えておりますが、避難が中長期化し、避難所施設を集約するタイミングで市の施設などを同室避難所として開放することも検討していきたいと考えております。

また、ペット避難の方法として、避難所への避難だけでなく親戚や知人、ペットホテルに預けることなども含め、日頃からペット避難についてご検討いただけるよう、今後も関係部局と連携し、出前講座など様々な機会を活用しながら周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

改発消防局長。

○改發久樹消防局長（登壇）

私からは、2項目めの5点目についてお答えいたします。

危険物の貯蔵タンクのうち、地震、津波等の被害を最も受けやすく大きな事故につながりやすい屋外タンク貯蔵所についてお答えします。

南海トラフ巨大地震に関しては、兵庫県が地震被害想定に基づく想定震度及び浸水シミュレーション、並びに液状化による液状化危険度予測を行っております。

本市においては最大震度6強が想定されておりますが、コンビナート地域を含め、津波被害想定範囲内に屋外タンクは設置されておられません。

また、津波被害想定範囲外に設置されている屋外タンクの本体及び基礎は、地域特性や地盤特性に応じた地震荷重を考慮して設計されており、地震により施設の一部破損などの軽微な被害は発生するものの、甚大な被害の可能性は少ないものと考えております。

なお、液状化危険度が高いと想定されている地域には屋外タンクが設置されておりますが、容量500キロリットル以上の屋外タンクについては、設置場所に関わらず設計時に地盤の液状化判定をすることが義務づけられております。

また、タンク周囲に設ける防油堤には、液状化によってずれが生じた場合でも危険物が漏洩しないような措置が容量に関係なく講じられております。

地震、津波及び液状化による被害を軽減するため、今後もし引き続き立入検査等の機会を捉え、指導してまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

柳本建設局長。

○柳本秀一建設局長（登壇）

私からは、2項目めの8点目についてお答えいたします。

まず、国道、県道の管理のための調査状況についてでございますが、国道を管理している姫路河川国道事務所では、本市と同様に、管理道路を5年間で1サイクルとして空洞探査車による調査を実施されております。

また、県道を管理している姫路土木事務所では日常的に道路パトロール車による点検を実施し、異常箇所においては調査や試掘を実施されております。

次に、今年度実施された調査数量と異常箇所発見数、新規異常箇所発見数、また、前回から変化したものがあるか及び現時点での補修を要するような異常箇所数について

でございますが、路面下空洞調査は、幹線道路のうち51路線、延長は206キロメートルを調査対象としております。

今年度は、5路線37キロメートルにおいて調査を実施しました。異常箇所発見数は37か所で、そのうち新規異常箇所発見数は8か所となっております。

異常箇所の変状につきましては、前回より変状した箇所はございませんでした。また、現時点で緊急の補修を要するような異常箇所はございませんでしたが、空洞の規模が小さな箇所においては変状等を確認する経過観察を行っております。経過観察箇所においては日常の道路パトロールによる点検を強化し、安全・安心な道路維持を行っております。

最後に、今後の道路陥没対策の方針についてでございますが、道路路面下の空洞調査につきましては今後も継続して実施をしておりますが、日常の道路パトロールによる点検をより一層強化するとともに、国・県・道路占有者と調査結果等を共有し、異常箇所については補修対策を進めるなど、引き続き、健全な道路の維持・管理に努めてまいります。

また、災害時に備え、道路管理者間の連携を図り、道路警戒体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

大前観光経済局長。

○大前 晋観光経済局長（登壇）

私からは、3項目めについてお答えいたします。

まず、1点目の戦略的な訪日旅行プロモーションについてでございますが、姫路観光コンベンションビューローが台湾やフランスを最重点市場に設定し、現地旅行会社をパートナー事業者に設定して活動しているほか、現地で開催される展示会や商談会への参加、海外の旅行事業者やプログラマー、メディア等に本市を視察してもらうFAMトリップの受入れなど、広くプロモーションを行っているところでございます。

また、大阪・関西万博などにおけるインバウンド誘致を目指して設立された、西日本や九州の自治体などで構成される西のゴールデンルートアライアンスの取組の中で、万博会場におけるプロモーションや周遊ルートづくり、旅行商品の販売などに取り組んでおります。

大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭などの大型催事の効果を確実に取り込めるよう、姫路観光コンベンションビュー

一ローとともに、関係自治体やDMO等と連携した観光プロモーションを行うことにより、国内外から本市への一層の誘客を図ってまいります。

次に、2点目の観光地を結ぶ二次交通の充実とクルーズ船の誘致についてでございますが、本市の交通結節点としての高い利便性を生かしたインバウンドの誘客を図るため、鉄道会社が販売している訪日外国人向け企画乗車券の利用者に対して市内観光施設の優待特典を提供しております。

さらに、ひょうご観光本部とJR西日本が造成する在来線の周遊乗車券と県内観光施設の入場券をセットにしたデジタルパス事業にも参画し本市への誘客を図っているほか、姫路城周辺施設の周遊性と観光客の利便性を高めるため城周辺観光ループバスの運行を支援しております。

今後は、神戸空港をはじめとする空港とも連携し、姫路観光コンベンションビューローとともにインバウンド需要を取り込んでまいります。

次に、クルーズ船の誘致につきましては、兵庫県、本市、姫路商工会議所等で組織する姫路港ポートセールス推進協議会において、国内外のクルーズ船運行会社、旅行会社等に姫路港への誘致活動を継続的かつ精力的に展開し、令和6年度は30社以上に働きかけております。

その結果、本年度は9月に初入港したアメリカ客船ノルウェー・スピリットを含め、年度末までに延べ6隻の寄港を見込んでおります。

令和7年度は、1万トン以上のクルーズ客船の寄港としては過去最高となる延べ8隻が寄港予定であり、誘致活動の効果ができていると考えております。

今後、旅客ターミナルエリアの再整備により魅力あるにぎわいと交流の拠点となることから、ラグジュアリー客船の旅行者が好む上質で特別感のある寄港地観光コンテンツの開発・PR等を強化し、さらなるクルーズ船の誘客と姫路港を起点とした誘客に取り組んでまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

澤野市民局長。

○澤野 真市民局長（登壇）

私からは、4項目めについてお答えいたします。

合葬式墓地につきましては、樹木葬タイプ、納骨堂タイプ、そしてモニュメントの石の下に納骨するタイプなどがあり、公営墓地においても様々な合葬式墓地が整備されて

おります。

収納可能数は多いところで1万體、使用料については5万円から10万円の範囲内が多く、別途料金により一定期間個別管理を選択できる施設もございます。

本市におきましては、現在、名古屋霊苑納骨堂において永代供養で納骨を受けておりますが、多様な形態の墓地供給が求められていることから、今後の合葬式墓地の整備の必要性については十分に認識しております。

なお、整備に当たっては、既存の納骨堂と合葬式墓地との運営面の整合性の確保等の課題があることから、市民や有識者の意見、他市の状況を参考に、また、姫路西霊苑の未利用地の有効活用を含め、設置場所及び運営方法を検討の上、本市に最適な施設整備を図り、霊苑の安定的かつ持続的な経営の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○宮下和也議長

牛尾医監。

○牛尾光宏医監（登壇）

議員ご質問中、私からは5項目め、健康医療先進都市を目指した幸齢社会の実現についてのうち(1)、(2)についてお答えいたします。

まず、1点目の今後の丁寧な情報周知の方策についてでございますが、今年度がHPVキャッチアップ接種終了最終年度となることを受け、昨年6月にHPVワクチンキャッチアップ接種の未接種者及び定期接種最終年度を迎える未接種者など2万2,683人へ勸奨はがきを送付し、その結果、キャッチアップ対象者では前年と比較しまして約4.5倍の接種数がありました。

ワクチン不足に伴う接種時期の延長については、対象者が混同しないよう、随時、国の動向を医療機関へ提供したほか、デジタルサイネージ、ホームページ、広報紙などを活用して周知を行っています。

令和7年度以降も、定期接種の最終年度である高校1年生相当のHPVワクチン未接種者へは、期間内に接種ができるよう引き続き個別通知を行い、周知してまいります。

次に、2点目の子宮頸がん撲滅に向けての取組についてでございますが、子宮頸がん対策は正しい知識の普及、HPVワクチンによる予防、そして検診による早期発見が重要となります。

そのうち、予防接種については接種率向上が重要であるため、令和7年度から接種券の発送時期を現行の中学1

年生から小学6年生へ変更し、接種できる期間を拡大します。

接種券にはHPVワクチンの効果等必要な情報を分かりやすく説明したリーフレットを同封することで、保護者への理解を促しております。

また、中学1年生、3年生時で実施している思春期出前授業の中で、接種者本人が子宮頸がんやHPVワクチンの正しい知識を得る機会を提供しています。

子宮頸がん検診につきましては、令和6年度から無料クーポン券の対象者を拡大し、20歳から50歳までの2歳刻みの年齢と60歳とすることで受診率の向上を図っております。

また、特に20歳代はワクチンのキャッチアップの対象世代でもあることから、検診の受診率が低いことを受けて、若い世代の未受診対策として令和6年度よりHPV自己採取検査を導入し、HPV感染が認められた受検者をがん検診につなぐ取組を開始しました。

さらに、令和7年度より、子宮頸がん検診の内容を子宮頸部の細胞を人が見て調べる細胞診からHPV感染の有無を確認した上で陽性の場合に細胞診を実施するというHPV検査単独法に変更することを予定しております。

以上でございます。

○宮下和也議長

平山教育次長。

○平山智樹教育次長（登壇）

私からは、6項目目についてお答えいたします。

まず1点目、校務システムの取組内容と効果についてでございますが、新たなシステムでは、現行システムの機能に加え、これまで紙媒体やほかのシステムで処理していた教職員の勤怠管理等を処理できるように更新する予定でございます。

また、システムをクラウド化することで、今後のデータ利活用の推進や、学期末等のアクセスが集中し処理に時間がかかる現象の改善につながってまいります。

これらにより業務の効率化が進み、教員の働き方改革の推進とともに情報の一元管理による情報セキュリティの強化を図ってまいります。

次に2点目、デジタル採点システムの導入の効果についてでございますが、本市では現在、市立中学校及び高等学校にシステムを導入しております。

その効果につきましては、教員対象のアンケートから採

点時間が約6割減少したという結果が得られており、そのほかにも採点ミスや記録のミスがなくなったという意見も多く聞かれております。

加えて、採点後には設問ごとの正答率が自動的に算出され、生徒の理解度に応じた学習指導にも役立てております。

次に3点目、情報モラル教育の現状についてでございますが、教科等における情報教育を土台として情報モラルに関する学習を行っております。

加えて、子どもたちの1人1台端末には情報モラル教材を整備しております。

また、各校でネットトラブル対策講座を実施しておりますが、情報モラル教育については家庭の協力が不可欠であることから、オープンスクールや学校行事に合わせて対策講座を実施するなど、児童生徒だけでなく保護者にも学習する機会を設けている学校もございます。

次に4点目、スマートフォン・携帯電話の中学校への持込みについてでございますが、文部科学省通知に基づき学校への持込みは原則禁止としております。

ただし、特別な支援を要する児童生徒が登下校中に道に迷った際の連絡手段として使用するなど、やむを得ない事情がある場合には学校と保護者が十分協議を行った上で許可しております。その際、学校における保管方法や紛失等が発生した場合の責任の所在につきましては、学校と生徒・保護者との間での合意形成を図り確認しております。

以上でございます。

○宮下和也議長

28番 有馬剛朗議員。

○有馬剛朗議員

市長はじめ理事者の皆様、それぞれ丁寧なご答弁ありがとうございます。

1点、第2問させていただきます。

広域的な公共交通網の構築についてですけれども、高齢者の方とか様々な人が、高齢社会また人口減少、そういう社会情勢の中にあってもやっぱり外出する、お出かけするのはやっぱり、ただ単にお出かけするとか外出するとかそういうことだけではなくて、その行く道中、また行く先々でいろいろな楽しいこととか出会いとか、そういうことも含まれてくると私は思っております。

そういうことが、触れ合いがあることによって、人が健康であり、また、大切な要素であり続けるとも思っています。

現在ではスマホ等、様々な情報機器で、乗換検索とかBRTのタクシーの予約とか決済、そういうことができる。そういう一気通貫でできるMaaSとかいう、そういうシステムもあるんですけども。

そういうことが高齢者の方をはじめ、多くの方にそれをシステムを利用していただくということは、普及するのは少し現段階ではいろいろ課題があると思います。それは承知しております。

でも、将来的にはスマホとそういう情報機器を使った、慣れた高齢者も増えてくるといいますんで、一般的になってくるときが必ず来ると考えております。

そういうことを踏まえて、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律がありますけども、2020年に改正されて、そこでは自治体の主体的な取組が前提とされています。

もちろん播磨圏域の中では圏域内の主体的な取組、工夫、そういうことを促す必要もあるんですけども、そこがしっかりやったり取り組んでいただかないと圏域の発展とかいうことにはつながらない、また、そこが重要な鍵になってくると考えています。

需要応答型の交通がいいのか、一方で予約を嫌う人もいらっしゃるのも一定数、事実です。定時定路線で利用しやすいと考える方もいらっしゃいます。

そういう様々な方が、少しでもやっぱりこれからお出かけ、また、様々な現行の側面を考えて、高齢者が、住民が、安心して暮らすことをサポートする公共交通の改善を進めていくためには、自治体と交通事業者が一体となって取り組む官民連携プラットフォームというのが国交省のほうで発足されてますけども、様々な多岐にわたる事業者が連携されるとお聞きしております。

その発足された先には、そのエッセンシャルサービスが、再編が進んでくると、そういうふうにもつなげていくというふうに進められておりますので、しっかりと事業者とタッグを組んでいただいて、その中で苦勞した先には、姫路市はもちろんのこと、自治体の調整力と実行力が報われるときが必ず来ると思ってますので、そういったことを進める上ではやっぱり草の根のそういう地域の視点とかニーズを的確にキャッチしていただいて、どんなサービスが必要なのかということを明らかにして、それを実現する方法を見いだすこと。そこにこだわっていただいて、注力していただきたいと考えております。

地域住民の足を確保する広域的な公共交通の構築へ向

けて、その方向性と見通しに積極的な対応を求めさせていただきたいんですけども、そのお考えに対するご答弁をよろしく願いいたします。

○宮下和也議長

井上副市長。

○井上泰利副市長

私どもも、市域内にとどまらずですね、日常生活圏、つまりは広域的、近隣市町とともにですね、考えないといけない、その広域的な公共交通を構築する必要性が生じてくるというふうに認識しております。

そのときはですね、やはりその対象エリアの地域特性、それからニーズをしっかりと把握して、そのエリアの輸送資源等を最大限活用しながら最適な公共ネットワークを構築するということになるんですが、そのときに重要なことが2つあると考えておまして、今、議員ご指摘のありましたように、まずは地域の方の声を丁寧しっかりと聞くことだと思っております。

それとですね、その対象エリア内の、まずは近隣市町は当然ですけども、姫路市が中心となりながらも近隣市町、それから医療機関や介護施設などの関係者、皆さんと情報を共有して、問題意識も共有した上で関係者全員と一緒に協力して事に当たるというような体制づくりが非常に重要だと考えております。

そういった土台づくりをした上で、国や県の制度ですか、ときには要望もしながらですね、しっかりと柔軟にかつ的確に、広域的な地域公共交通ネットワークの再構築にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮下和也議長

以上で、有馬剛朗議員の質疑を終了します。